

安全に利用するためのルール

《違反すると罰則が科される場合があります》

① 車道が原則、歩道は例外

歩道は歩行者のための道。自転車は車道を通行しましょう。13歳未満や70歳以上の方のほか、「歩道通行可」の標識がある場合などは、歩道を通行できますが、その場合でも車道寄りを徐行しなければなりません。また、人通りの多い場合は自転車の押し歩きにご協力ください。



② 車道の左側を通行

右側通行は逆走になります。一方通行の道路の場合も右側は通行できません。進行方向に従って車道の左側を通行しましょう。



③ 危険な運転をしない

傘さし運転をしない

片手運転はバランスを崩しやすく、視界も遮られるので危険です。



イヤホン・携帯電話などを使用しない

音楽や画面に気をとられ周囲の様子に気が付かず、危険を察知しづらくなります。

交差点での一時停止と安全確認を行う

「止まれ」の標識がある場所では必ず一時停止を。標識がなくても、見通しの悪い交差点では左右をよく見て、いつでも止まれるように、ゆっくりと進みましょう。

夜間はライトを点灯

道を照らすだけでなく、歩行者や自動車などに自分の存在を目立たせます。



自転車のルールを呼び掛ける冊子を配布中



セーフティ
自転車ライダーのススメ!

配布場所
区役所(1ページ)、
市役所13階区政課

大切なことはほかにも!

◎保険への加入を

万が一に備えて、他人にけがや損害を与えたときに補償する自転車損害賠償保険などに加入しましょう。

◎駐輪場をご利用ください

自転車を歩道に止めると、点字ブロックをふさぐ、車いすでの通行や救急活動に支障が出るなどさまざまな問題が生じます。

自転車のルールを再確認

自転車は幅広い世代が気軽に利用できる便利な乗り物ですが、法令上は「軽車両」。自動車などと同様に交通規則が定められていますが、ルールを無視した危険な運転による事故が身近で起きています。ここでは、自転車を安全に利用する上で守らなければならないことを見ていきます。

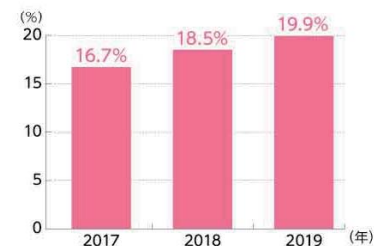
詳細 自転車のルールは区政課 ☎211-2252
駐輪場は自転車対策担当 ☎211-2456



市内で増えている自転車事故

市内では交通事故に占める割合が増えている自転車事故。その多くは自動車との衝突によるものですが、近年は歩行者との衝突が増加傾向に。さらには、多くの市民が歩道の上を走行する自転車に恐怖を感じているという調査結果も出ています。事故を防ぐために、あらためてルールを確認することが大切です。

◎交通事故に占める自転車事故の割合



◎事故の内訳

年	自転車 関連事故	内訳 (件)			
		自転車 と自動車	自転車 と歩行者	自転車 と自転車	自転車 単独
2017	859	841	14	3	1
2018	839	812	25	2	0
2019	905	862	33	7	3

増加傾向!